

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、児童扶養手当関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小樽市長

公表日

令和8年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当関係事務
②事務の概要	・児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の受給資格等の認定請求の受理・審査・応答に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。) ②児童扶養手当の額の改定請求の受理・審査・応答に関する事務 ③その他の届出の受理・審査・応答に関する事務(サービス検索・電子申請機能での申請を含む。)
③システムの名称	①児童扶養手当システム、②中間サーバー、③統合宛名システム、④サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表81の項及び第83条 <情報提供> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表17の項、表20の項、表42の項、表53の項、表76の項、表89の項、表90の項、表125の項、表141の項、表155の項、表161の項、第19条、第22条、第44条、第55条、第78条、第91条、第92条、第127条、第143条、第157条及び第163条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども福祉課
②所属長の役職名	こども福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童扶養手当システム等の業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-5②所属長	福祉部子育て支援課長 石崎 政嗣	福祉部子育て支援課長 曾我部 剛男	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更には当たらない。
平成29年5月31日	I-5①部署	福祉部 子育て支援課	福祉部子育て支援室こども福祉課	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更には当たらない。
平成29年5月31日	I-5②所属長	福祉部子育て支援課長 曾我部 剛男	福祉部子育て支援室こども福祉課長 橋本幸一	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更には当たらない。
平成29年12月1日	I-4②法令上の根拠	<p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 	<p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 	事後	精査による。 法令上の根拠明示
平成31年3月15日	I-5②所属長の役職名	福祉部子育て支援室こども福祉課長 橋本幸一	こども福祉課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には当たらない。
平成31年3月15日	IV リスク対策	—	追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には当たらない。
令和2年6月23日	II-1いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。
令和2年6月23日	II-2いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月4日	I-4②法令上の根拠	<p>〈情報照会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の57の項 <p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 	<p>〈情報照会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の57の項 <p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	I-5①部署	福祉部 子育て支援室 こども福祉課	こども未来部 こども福祉課	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	II-1いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和3年11月4日	II-2いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和4年12月27日	I-1②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の受給資格等の認定請求の受理・審査・応答に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の受給資格等の認定請求の受理・審査・応答に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。) 	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和5年3月30日	I-1②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の受給資格等の認定請求の受理・審査・応答に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。) ②児童扶養手当の額の改定請求の受理・審査・応答に関する事務 ③その他の届出の受理・審査・応答に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の受給資格等の認定請求の受理・審査・応答に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。) ②児童扶養手当の額の改定請求の受理・審査・応答に関する事務 ③その他の届出の受理・審査・応答に関する事務(サービス検索・電子申請機能での申請を含む。) 	事前	マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能を利用するため
令和5年3月30日	I-1③システムの名称	①児童扶養手当システム、②中間サーバー、③統合宛名システム	①児童扶養手当システム、②中間サーバー、③統合宛名システム、④サービス検索・電子申請機能	事前	マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能を利用するため
令和5年3月30日	II-1いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	時点修正による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月30日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	時点修正による。
令和8年3月24日	I－3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第1の37の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表の56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条 	事後	法令改正による。
令和8年3月24日	I－4②法令上の根拠	<p>〈情報照会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の57の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条 <p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 	<p>〈情報照会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表81の項及び第83条 <p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表17の項、表20の項、表42の項、表53の項、表76の項、表89の項、表90の項、表125の項、表141の項、表155の項、表161の項、第19条、第22条、第44条、第55条、第78条、第91条、第92条、第127条、第143条、第157条及び第163条 	事後	法令改正による。
令和8年3月24日	Ⅱ－1いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和8年3月1日時点	事後	時点修正による。
令和8年3月24日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和8年3月1日時点	事後	時点修正による。
令和8年3月24日	Ⅳ－8. 人手を介在させる作業	—	追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の追加
令和8年3月24日	Ⅳ－11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の追加